

提出いただくもの ※令和5年度分の本給付金の受付期限は令和6年3月29日（金）となります。

- (1) 和歌山県在宅育児支援給付金支給認定申請書（様式第1）
※日付（申請日）は記入しないでください。
- (2) 和歌山県在宅育児給付金支払請求書（様式第7）
※申請者の住所、氏名のみご記入ください。（押印を忘れないでください。）
- (3) 相手方登録（変更）兼口座振替払依頼申出書
※押印を忘れないでください。
- (4) 申請者、申請者の配偶者及び乳児の健康保険証の写し
- (5) 育児休業給付金の受給申請（予定も含む）が無いことを証明する書類（様式第2）
※勤務先にご記入いただいで下さい。
- (6) 乳児が第2子で、所得制限の基準となる年度の住民税の課税主体が田辺市以外の市区町村である場合は、当該市区町村が発行した住民税の課税証明書（市区町村民税の所得割額に関する証明書）
※4月から8月分は前年度、9月から3月分は当該年度が基準年度となります。

※ その他、個別の状況に応じて、必要となる資料の提出を追加で求める場合があります。

※ 申請書の記載内容に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

提出に際しての注意点

- (1) 印鑑と、振込先口座の通帳をお持ちください。
- (2) 申請は、生後2か月を超えた日（支給の対象となる月）から申請できます。
- (3) 支給対象期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとの申請が必要です。

【注】個人情報の取扱いについて

- (1) 本申請書に記載いただいた氏名、住所その他の個人情報は、田辺市及び事業主体である和歌山県において、支給事務を行うために使用します。
- (2) 個人情報は、上記同意書に基づく以外は原則として第三者に開示しません。ただし、法律上開示すべき義務を負う場合や、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益などを保護するために必要であると判断できる場合、その他緊急の必要があり個人の承諾を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。